

令和 5 年 9 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 9 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（1 名）

11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 9 月の農業委員会総会を開催いたします。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。ま

た在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではこれからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 9 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 5 年 9 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1 番：鈴木 伸一 委員」と「2 番：赤石 忠秋 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 9 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。

番号 1 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については、記載のとおりです。
土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、計 3 筆、贈与。現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、譲渡人である兄より申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 9 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件でございます。番号 1 番を説明します。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑(宅地)。物置用地。現在、市外で会社員兼農業をしておりますが、建築済みの物置の敷地として利用したく申請するもの。始末書添付。〇〇畑 221 m²と一体利用。
以上、1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 1 番について、東 2 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 1 番をご覧ください。中野駅から小夜戸橋を渡ります。約 300 メートル進みます。〇〇のアンテナがあります。アンテナより東に約 100 メートル進んだところに申請地があります。現状は始末書のとおりでございます。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和 5 年 9 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。当初計画者(申請人)、承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。当初の事業計画、建築作業所及び資材置場用地。計画変更後の事業計画、露天駐車場及び庭用地。昭和 63 年 1 月に農地法第 5 条による許可を受けましたが、諸事情により計画を断念したところ、承継者より露天駐車場及び庭用地として利用したいとの要望があり、計画を変更するもの。農地法第 5 条同時申請。第 3 種農地。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、櫻井です。地図の 2 番をご覧ください。桐生伊勢崎線の〇〇の信号を 300 メートルほど南下します。〇〇という介護施設の隣接地が申請地です。申請地の南側の施設が事業者です。草は刈ってあり、畑で使うよりは施設用地として利用の方が適していると思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。令和 5 年 9 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 13 件

ございます。はじめに、4 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。

番号 1 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場及び庭用地。売買。申請地の南側隣接地にて介護施設を運営しておりますが、来客用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場及び庭用地として利用したく申請するもの。農地法第 5 条計画変更同時申請。〇〇宅地 2611.34 m²と一体利用。第 3 種農地。

番号 2 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天駐車場用地(境内地)。贈与。申請地の北側隣接地にて寺院を運営しておりますが、来客用の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。第 3 種農地。

番号 3 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地。贈与。現在、市内にて父母と叔父と同居していますが、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。〇〇畑 62 m²、〇〇畑 123 m²計 185 m²と一体利用。第 2 種農地。

以上、3 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員

6 番、櫻井です。地図の 2 番をご覧ください。さきほど議案第 3 号で説明したとおりです。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸 4 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員

9 番、田村です。地図の 3 番をご覧ください。岩宿駅から阿左美桐生線を桐生方面に約 300 メートル進みます。右手に〇〇というお寺があり、そこを右折します。100 メートルほど進むと左手に申請地があります。多少草が生えていますが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

議 長 番号3番について、笠6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の4番をご覧ください。県道69号線を藪塚方面に南下します。久宮下の信号を左折します。300メートルほど進みます。右側に調整池がある十字路を左折します。10メートルほど進むと左手に申請地があります。申請地は草が生い茂っていますが、東側には工場、南側には住宅があり、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局

続いて、5ページの番号4番から番号8番をご説明します。

番号4番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、計2筆。一般住宅用地。使用貸借。現在、市内にて父母と叔父と同居していますが、申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。〇〇畑313㎡と一体利用。第2種農地。

番号5番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、計3筆。建売分譲住宅用地(3区画)。売買。不動産業を営んでいますが、静かな環境で住宅地として優良な申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。第3種農地

番号6番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。露天資材置場用地。売買。市外にて建設業を営んでいますが、露天資材置場が不足しているため、申請地を買い受け、露天資材置場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。第2種農地。

番号7番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。臨時駐車場用地(一時転用)。使用貸借。

毎年9月～10月のひまわりが開花する時期は、多くの来場者が来訪するため、駐車場が足りないことから、臨時駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年9月25日～令和5年10月20日。青地。

番号8番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、計2筆。臨時駐車場用地(一時転用)。使用貸借。毎年9月～10月のひまわりが開花する時期は、多くの来場者が来訪するため、駐車場が足りないことから、臨時駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年9月25日～令和5年10月20日。青地。
以上、5件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の5番をご覧ください。地図4の北側隣接地です。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

議 長

番号5番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の6番をご覧ください。久宮下の信号を右折し、西に向かいます。信号を二つ過ぎると、〇〇という法人があります。そこを左折し南下します。50メートルほど進むと右手に申請地です。
北側には住宅があり、西側にはパッケージセンターがあります。問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 7 番をご覧ください。大間々桐生線と〇〇が交差する信号を南下します。一つ目の信号を過ぎると左手の〇〇という法人があります。その東側隣接地が申請地です。ここは何年も耕作しておらず、何ら問題ないかと思ひます。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 8 番をご覧ください。大間々世良田線の〇〇から南下しますと、〇〇という車屋さんがあります。その西側隣接地が申請地です。毎年のひまわり祭りの一時転用ですので、問題ないと思ひます。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長 番号 8 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 9 番 - 1、9 番 - 2 をご覧ください。地図 8 から道を挟んでちょうど向かい側の畑、十字路を南下し二つ目の左手の畑が申請地となります。

地図 8 で説明したとおり、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局 続いて、6 ページの番号 9 番から番号 12 番についてご説明します。
番号 9 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。貸家住宅用地(4 棟)。使用貸借。母と叔母が共有で所有しておりますが、高齢のため、農地の維持管理が困難であるため、貸家住宅を建築したく申請するもの。第 2 種農地。
番号 10 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。倉庫用地。使用貸借。母と叔母が共有で所有しておりますが、高齢のため、農地の維持管理が困難であるため、倉庫を建築したく申請するもの。第 2 種農地。
番号 11 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。耕土堆積用地(一時転用)。賃貸借。市外にて土木建築業を営んでいますが、耕土を一時堆積するために申請地を借り受け、耕土堆積用地として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和 5 年 10 月 16 日～令和 8 年 10 月 15 日。青地。
番号 12 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、市外の共同住宅にて居住しておりますが、不便なため、申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。第 3 種農地。
以上、4 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号 9 番

議 長 番号 9 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 10 番をご覧ください。申請地は国道 50 号線、前鹿田の信号を桐生方面に左折します。300 メートルほど進んだ右手に申請地があります。東側は市道、周囲は設定人が所有する農地であるため、問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

議 長 番号 10 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 11 番をご覧ください。申請地は地図 10 の南側隣接地です。地図 10 で説明したとおり、問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。

番号 11 番

議 長 番号 11 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 12 番をご覧ください。国道 50 号線を前橋方面に向かいます。間野谷の信号を南下します。両毛線の線路手前の東側が申請地です。周囲は畑であり、一時転用であれば何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

番号 12 番

議 長 番号 12 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 13 番をご覧下さい。諸町の信号を北に 200 メートル進みます。左手に〇〇があります。そこを左折し 100 メートル進みます。右手に申請地があります。牧草地となっておりまして、周囲は遠巻きには住宅が並んでおります。問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

事務局 続いて、7 ページの番号 13 番についてご説明します。
番号 13 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑(宅地)。通路用地。使用貸借。現在、市外に居住していますが、隣接の物置及び農家住宅への出入通路として、申請地を借り受け、通路用地として利用したく申請するもの。始末書添付。〇〇(宅地)433 m²と一体利用。第 2 種農地。
以上、1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 13 番

議 長 番号 13 番について、始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 13 番について、東 2 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 15 番をご覧下さい。地図 1 の北側隣接地となります。現状は始末書のとおりでございます。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 13 番について採決をいたします。番号 13 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 13 番の申請は可決いたします

議案第 5 号

会 長

日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 5 年 9 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 3 件、再設定が 3 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局

新規設定。

番号 1 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 3 件の地積合計は、3,257 m²となります。

以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

事 務 局

再設定。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

再設定 3 件の地積合計は、8,893 m²となります。

以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。
可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 9
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 9 月 25 日 午後 2 時 15 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

議長

小林利信

(鈴木) 1 番委員

鈴木伸一

(赤石) 2 番委員

赤石 知 子